

婚姻歴のないひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

1. 寡婦（夫）控除のみなし適用とは

- ・ひとり親のうち、死別・離別によるひとり親については、税制上の寡婦（夫）控除が受けられ、所得税、住民税が軽減される一方、婚姻歴のないひとり親については、控除が受けられないため、家庭環境や所得が同様であっても、所得金額や住民税の税額を基に算定される各種料金の金額に差が生じることとなります。
- ・そこで、婚姻歴のないひとり親であっても、税制上の寡婦（夫）控除があるものとみなしてこれらの料金を算定することにより、料金の算定が婚姻歴のあるひとり親と同程度となり、ひとり親に対する子育て支援をはじめとする行政サービスについて、婚姻歴の有無にかかわらず等しく提供いたします。

2. 対象者

栃木市内に住所を有し、所得を計算する対象となる年の12月31日および申請日現在で次のいずれかに該当する方

- (1) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、生計を一にする子（子の総所得金額等の合計額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる方
- (2) (1)の要件に該当し、かつ子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下の方
- (3) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない父であり、生計を一にする子（子の総所得金額等の合計額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がおり、合計所得金額が500万円以下の方

※以下の方は対象外となります。

- ・生活保護を受給されている方
- ・市町村民税が非課税の方
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用によらず対象料金が無料となっている方
- ・料金が婚姻歴のないひとり親以外の方（同居親族等）の市町村民税により算定されている方

3. 対象となる料金等

- ①保育園・認定こども園・小規模保育施設の利用者負担額（保育料）
- ②幼稚園就園奨励費補助金
- ③学童保育料
- ④市営住宅の家賃

4. 適用方法

いずれの料金とも、対象者からの申請により適用

①保育園・認定こども園・小規模保育施設の利用者負担額(保育料)

②幼稚園就園奨励費補助金

③学童保育料

(1), (3) : 料金算定上の所得控除に 26 万円(住民税上の寡婦(夫)控除額)を加算した上で料金を算定
(2) : " 30 万円(住民税上の特別寡婦控除額) "

④市営住宅の家賃

所得から最大 27 万円(所得が 27 万円に満たない場合は所得額)を控除した額により家賃を算定
--

※所得額及び課税額により、寡婦(夫)控除のみなし適用を行っても、料金等に影響がない場合があります。

5. 適用時期

- ①, ③ : 平成 28 年 9 月分から
- ② : 平成 28 年度分から
- ④ : 平成 28 年 10 月入居者分から

6. その他

今回の措置は、「3. 対象となる料金等」の料金の算定において行うものであり、税法上の所得控除に反映するものではありません。

《問合せ先》

・保育園等の利用者負担額(保育料)に関すること

こども未来部保育課保育政策係 担当 横永 Tel 21-2231

・幼稚園就園奨励費補助金に関すること

こども未来部保育課保育推進係 担当 ^{ちぎら}千明 Tel 21-2232

・学童保育料に関すること

こども未来部子育て支援課学童保育係 担当 飯島
Tel 21-2223

・市営住宅家賃に関すること

都市整備部住宅課住宅政策係 担当 ^{なりまつ}成松 Tel 21-2451